

大村市森林整備計画

計画期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 18 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 31 日

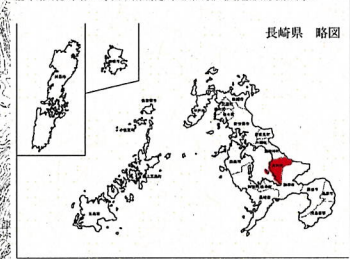
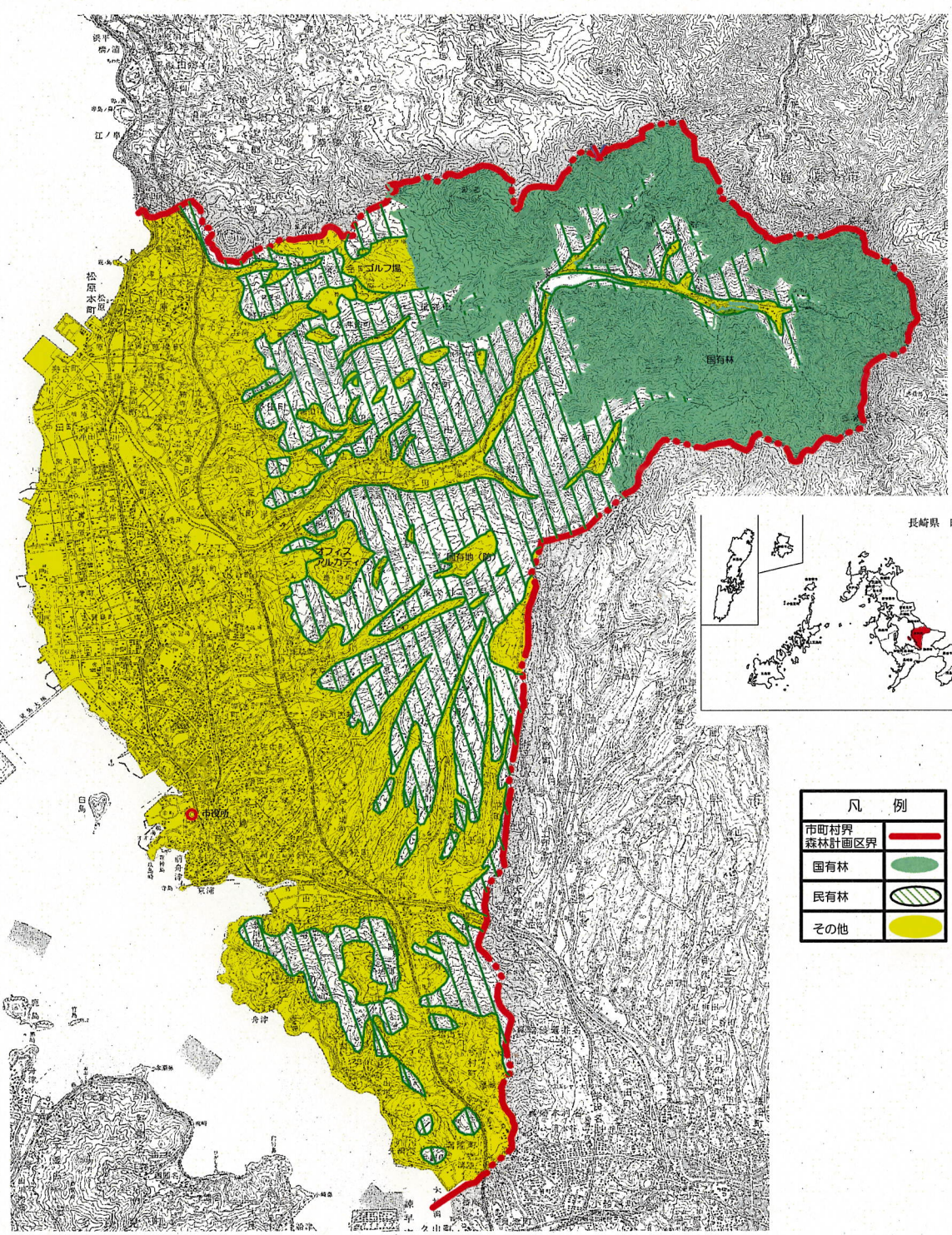
長崎県

大 村 市

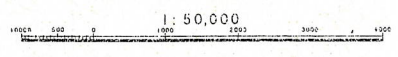
森林整備市町村位置図



大
村
湾



凡 例	
市町村界	—
森林計画区界	—
国有林	■
民有林	▨
その他	■



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2	保育の種類別の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	7
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	8
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	9
3	その他必要な事項	9
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	9
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	9
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	10
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	10
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	10
5	その他必要な事項	10
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	10
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	10
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11
4	その他必要な事項	11

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	11
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	11
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	12
3	作業路網の整備に関する事項	12
4	その他必要な事項	13
第8	その他必要な事項	13
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14
Ⅲ	森林の保護に関する事項	15
第1	鳥獣害の防止に関する事項	15
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
2	その他必要な事項	15
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	15
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	16
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	16
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	18
7	その他必要な事項	18
別表1		19
別表2		21
別表2-1		22
参考資料		23~27
	森林整備計画概要図		
	公益的機能別施業森林位置図		

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、長崎県のほぼ中央に位置し、東は多良山系より佐賀県、北は東彼杵町、南は諫早市に接し、西は大村湾に面しています。東西14.1km、南北16.6kmで南北に細長い地域で、人口は県下では、増加が著しい地域となっています。

東部の多良山系(826m~1,075m)を水源とする郡川をはじめ大上戸川、内田川、鈴田川はいずれも大村湾に注いでいます。山頂が国有林、中腹が民有林の所有形態で緩傾斜地、平坦地は農耕地、住宅地、工業地として利用されています。本市の総面積は12,673haで、森林面積は5,946haで総面積の47%を占めています。そのうち国有林が2,343haで39%、民有林が3,603haで61%となっています。民有林の人工林は2,384ha、人工林率66%と県平均より高くなっています。

本地域は多良岳を中心とする火山灰堆積地帯で、土壌は比較的肥沃であります。また降水量も年間約1,800mmと多く林業にとっても立地条件に恵まれています。このためスギ、ヒノキの適地が多く郡川渓谷に沿った地区の萱瀬スギは有名で、古くから林業地として木材の生産や薪炭の生産が盛んでした。

現在では戦後の拡大造林及び再造林の推進により植林された森林も、9齢級以上の林分が2,148haで90%を占めています。この伐採時期を迎えた森林の利用が健全な森林の育成と林業生産活動につながるため、間伐を推進しなければなりません。また、公益的機能の高い地区は環境の保全のため、長伐期施業・複層林化などを推進していく必要があります。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーにとんだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多用化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

北部の黒木・萱瀬地区は、萱瀬ダム(総貯水量681万トン)の水源林として水源かん養機能の高い森林造成を図りながら、長伐期施業により計画的に保育、間伐、伐採等を推進することが重要であります。

西大村、福重地区の生活環境保全林の「すわの森」と、「裏見の滝」の両地区は、天然生の広葉樹林が多く、滝や渓谷等の自然景観にすぐれており、市民の憩いの場として期待されています。

中岳・大村・松原の3ヶ所に設けた永久保存林70,48haは、水源林として重要な森林でスギ、ヒノキの人工林の多い地区であります。今後、人工林の複層林化を促す森林造成と、天然林については育成天然林改良等の事業を推進し、健全で将来にわたり不伐の森である「永久の森」の造成を図ることとします。

萱瀬地区の琴平岳周辺は、都市近郊の身近な森林と市民が接し、自然とふれあうことができる共生の場「絆の森」として、親しみの持てる森林整備を行うこととします。

その他の森林については、造林、保育、間伐、枝打ち等を計画的に実施し、木材生産による林業所得の向上はもとより、長伐期施業の導入により水源のかん養、災害の防止等の機能の高い森林造成を図ることとします。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、発揮を期待するうえで望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

森林の有する機能	発揮を期待するうえで望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林施業の推進方策は下記のとおりとします。

森林の有する機能	森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通等の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
市内全域	35年	40年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、本市における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行なうよう努めるものとしませんが、当面は上表により対応するものとしします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ）が再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとしします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとしします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとしします。択伐に当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとしします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとしします。また、伐採の対象とする立木については、1に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとしします。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとしします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとしします。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとしします。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとしします。

前述に定めるものを除き、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき伐採することとしします。

さらに集材に当たっては、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適合した方法により実施することとしします。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとします。

地域	樹種	施業体系	主伐の時期（年）
市内全域	スギ	短伐期	50
		長伐期	70
	ヒノキ	短伐期	55
		長伐期	80

注) 長伐期施業とは標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。以下同じ。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種		備考
	針葉樹	広葉樹	
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、その他有用針葉樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ、その他有用広葉樹	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。また、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木の導入及び増加に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、樹種別に下表の1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。

人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数（本/ha）	
針葉樹	1,500	～ 3,000
広葉樹	1,500	～ 3,000

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定することとします。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理し、等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、急傾斜地等の危険性のある箇所については、切株等を利用した簡易な土留め等を設けた地ごしらえを行い林地の保全に努めることとします。なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めることとします。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けるものとします。
植栽の時期	2月～4月初旬までに行うこととします。（コンテナ苗については、この限りではない）

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を完了するものとします。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、長崎県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名		備 考
	針 葉 樹	広葉樹	
天然更新の対象樹種	マツ等	クヌギ、ケヤキ、コナラ、ツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種	
ぼう芽による更新が可能な樹種	—	クヌギ、ケヤキ、コナラ、ツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
上表対象樹種とする	16,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈 出 し	幼稚樹の生育が下層植生によって阻害されている場合は、幼稚樹の周辺を刈り払い、成長促進を図ることとします。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽 か き	萌芽更新を行った箇所は、ぼう芽の優勢が明らかとなる2年目頃に必要に応じて芽かきを行い、優良芽を一株当たり3～4本残すものとし、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとします。

ウ その他天然更新の方法

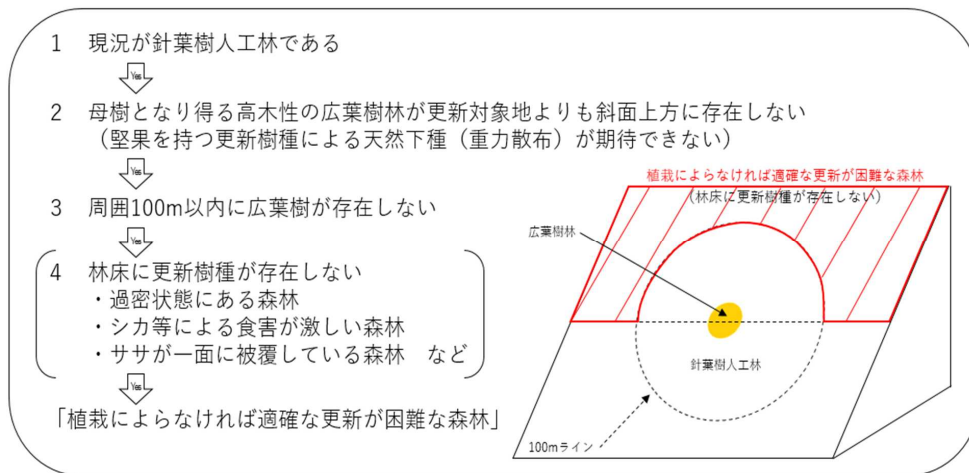
地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了の確認については、長崎県天然更新完了基準により行なうとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 次の図を基準とします。



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」(林野庁)より

少なくとも5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市職員が現地状況等を勘案し上記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するように指導します。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木本数は16,000本/haとします。

5 その他必要な事項

① 天然更新完了の判断基準

更新木の稚幼樹の樹高は、天然下種更新の場合0.3m以上、ぼう芽更新の場合0.6m以上のものが、1ha当り概ね5,000本以上、かつ均等に成立した状態をもって、更新完了とします。

- 更新木は、将来その林分において高木となりうる樹種とします。
- 当該林分の区域内において、前述の基準を満たしている区域の割合が70%以上であることとします。

② 補助事業等の活用による造林の実施と併せ、広葉樹及び郷土樹種であるツバキ、マキ等の植栽を推進することとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	短伐期	1,500~3,000	16	21	27	34	42	間伐率は、本数又は材積比で概ね30%とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく留意することとします。 平均的な間伐実施時期の間隔として ○標準伐期齢未満・・・10年 ○標準伐期齢以上・・・15年とします。	
	長伐期	1,500~3,000	20	28	36	50			
ヒノキ	短伐期	1,500~3,000	17	23	30	40			
	長伐期	1,500~3,000	20	30	42	54			

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			26
下刈	スギ	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1							植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6~8月を目安とします。	
	ヒノキ	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1								
つる切り	スギ							1	1	1								下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6~7月頃を目安とします。	
	ヒノキ								1	1	1								
除伐	スギ										1	1	1					造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去することとします。	
	ヒノキ											1	1	1	1				
枝打ち	スギ										1	1	1	1	1	1	1	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬~3月上旬頃とします。	
	ヒノキ										1	1	1	1	1	1	1		

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおりとします。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。森林の区域については、別表2のとおりとします。

伐期の間隔を拡大すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種												
	ス	ギ	ヒ	ノ	キ	マ	ツ	類	その他針葉樹	ク	ヌ	ギ	その他広葉樹
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45年		50年			45年			50年		25年		30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとします。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

潮害防備保安林、風害防備保安林や、市民の日常生活に密接に関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとします。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等について定めるものとします。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小ならびに回避を図るとともに自然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成を図る場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には当該施業を、それぞれ推進します。

適切な伐期の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべきとして定めるものとし、主伐を行なう伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図ります。森林の区域については、別表2のとおりとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種												
	ス	ギ	ヒ	ノ	キ	マ	ツ	類	その他針葉樹	ク	ヌ	ギ	その他広葉樹
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年		80年			70年			80年		30年		40年
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年		80年			70年			80年		30年		40年
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年		80年			70年			80年		30年		40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとします。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、同表のとおり定めるものとします。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽又は天然更新による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行なうこととします。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該 当 な し

(2) その他必要な事項

該 当 な し

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業者への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、森林組合、民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとしてします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとしてします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5ヶ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化することに留意するものとしてします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、林業経営に適さない森林及び経営管理実施権を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、地域の実情を踏まえた上で、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進めます。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

5 その他必要な事項

該 当 な し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等、地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととします。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や施業体制の強化、及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用するものとし、また、不在村森林所有者に対しては、市及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業を共同で実施する者、全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は可能な限り、意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを推進します。

森林作業道、土場を共同で利用するため、森林経営計画の区域を効率的に配置するとともに、そこでの共同使用と維持管理方法について明確化することとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35~50	75~200	110~250
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25~40	60~160	85~200
	架線系 作業システム	25~40	0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム	15~25	5~25	20~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

効率的な作業システムの考え方

区分		機械作業システム	主要機械	備考
作業地 集中型	緩傾斜地	車両系	プロセッサ (ハーベスタ) → フォワード グラップル (ウインチ) → プロセッサ (ハーベスタ) → フォワード	
	傾斜地	架線系	スイングヤーダ (タワーヤーダ) → プロセッサ (ハーベスタ) → フォワード	

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対 函 番 号	備 考
市内全域	3,603				

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

単位（延長：km、面積：ha）

開設/拡張	種 類	(区分)	位 置 (字、林班等)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利 用 区 域 面 積	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 函 番 号	管 理 制 体 制	備 考
					17路線					
拡張	改良・舗装		重井田町	重井田	1.0	15		①	市	
//	//		重井田町	落水	0.2	27		②	//	
//	//		中岳町	青椎支線	0.7	12		③	//	
//	//		東野岳町	野岳	1.1	34		④	//	
//	//		宮代町	上園	2.0	114		⑤	//	
//	//		重井田町	鰐口石	2.0	38		⑥	//	
//	//		中岳町	五太郎支線	2.0	58		⑦	//	
//	//		中岳町	多良岳横断	1.8	4,467		⑧	//	基幹
//	//		重井田町	城ノ平	1.7	40		⑨	//	
//	//		宮代町	城田	2.0	32		⑩	//	
//	//		原町	後藤原	0.9	31		⑪	//	
//	//		宮代町	高良谷	1.5	44		⑫	//	
//	//		田下町	陣屋	1.4	87		⑬	//	
//	舗装		中岳町	上平原	2.5	64		⑭	//	
//	改良・舗装		野田町	笠山	0.9	14		⑮	民	
//	//		東大村	井手ノ平	0.9	19		⑯	//	
開設	自動車道	林業専用道	中岳町	久良原	2.5	33		⑰	//	
計					25.1					

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」（平成27年3月27日付け26林整第852号林野庁森林整備部整備課長通知）等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように管理するものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

木材価格の低迷により、林業のみで生計を維持することは困難であります。従って、森林施業の共同化、及び合理化を推進し、経費の節減を図るとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働力の軽減を図ることとします。また、高性能林業機械の導入により、作業の合理化及び効率化を図ると共に、林業事業体の計画的な施業の実施による、雇用の安定化に努めます。

(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

林業労働者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化、技術の向上や関係資格の取得を推進します。また、労働安全の確保、社会保障の充実を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の森林の人工林は9齢級以上が大半であり、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にあります。しかし、木材価格の低迷などから林家の経営は零細で、かつ、林業用路網等の基盤整備が不十分なことから、森林整備が遅れています。また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働力の軽減及び生産コストの低減を図るためには機械化は必要不可欠であり、傾斜等の地形条件に対応した高性能林業機械の更新と導入を図るものとします。

(2)高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐	倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造	材	プロセッサ ハーベスタ	プロセッサ ハーベスタ
集	材	フォワーダ スイングヤーダ	フォワーダ スイングヤーダ、タワーヤーダ
造 林 保 育 等	地ごしらえ	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
	下刈	刈 払 機	刈 払 機
	枝打	人 力	動力枝打機

(3)林業機械化の促進方策

- ① 間伐作業の効率化を促進するため、スイングヤーダ等の高性能林業機械の更新と導入を推進します。
- ② 枝打ち作業等の森林施業の機械化を推進します。
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コスト低減の推進に努めていきます。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については、森林資源が成熟段階を迎えているものの、製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の拡大もあまり望めない状況であります。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の有効利用を目指していきます。

施設の種類	現状(参考)			計画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
貯木場増設 (森林組合)	東大村	3,600 m ²	1	東大村	5,000 m ²	1	規模拡大
チップ製造 (長崎山陽)	富の原	2,000 m ³	2	富の原	3,000 m ³	2	取扱量拡大
木材処理加工 (谷川建設)	富の原	7,800 m ³	3	富の原	9,500 m ³	3	取扱量拡大

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、①及び②に定めるものとします。

①区域の設定

鳥獣害防止森林区域について、次のとおり定めます。

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	区域面積 (ha)
二ホンジカ	該当なし	

②鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じた、対策鳥獣の別に防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進します。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、関係機関と連携して推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携します。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施個所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒駆除等を適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害等の被害拡大防止のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見、防除のため、本市と県などの関係機関が連携して対応するものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該 当 な し

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置を行い、林業関係者、消防関係者等の密接な連携の下に、地域の初期消火を中心とする消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努め、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が自主的に予防を行うよう努めているところです。また、入山者等に対して山火事予防思想の普及啓発を図ることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れを実施する場合は、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づき市長の許可を受けたいうえで行うものとします。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし
- (2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備
該当なし
- (2) 立木の期待平均樹高
該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行います。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、適切な森林施業を確保するため、森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められた区域について、次のとおり定めます。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区 域 面 積 (ha)
三 浦 地 区	40, 41, 42, 43, 44 45, 46	230.55
松 原 地 区	1, 2, 3, 11, 47	201.01
福 重 地 区	9, 10, 12, 13	393.81
萱 瀬 上 地 区	4, 5, 6, 7, 8, 18, 19	968.42
萱 瀬 下 地 区	14, 15, 16, 17, 22 23, 24	672.99
大 村 地 区	20, 21, 25, 26, 27 28, 29	579.31
鈴 田 地 区	30, 31, 32, 33, 34 35, 36, 37, 38, 39	537.39

2 生活環境の整備に関する事項

該 当 な し

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備により、市民の憩いの場の提供と森林の機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対 函 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
裏見の滝	福 重	面積 9.0ha 遊歩道 1.9km 東屋 2棟 便所 1ヶ所	福 重	面積 12.0ha 遊歩道 2.5km 東屋 4棟 便所 2ヶ所	1
すわの森	西 大 村	面積 16.0ha 遊歩道 3.0km 東屋 2棟 便所 1ヶ所	西 大 村	面積 16.0ha 遊歩道 4.0km 東屋 2棟 便所 1ヶ所	2
絆の森	萱 瀬	面積 21.5ha 遊歩道 1.52km	萱 瀬	面積 24.0ha 遊歩道 2.02km	3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

市民に対して、水資源のかん養・災害の防止といった森林機能の重要性の認識、また、自然の大切さやふるさとへの愛着を育てていくため、市民の森林や緑に対する意識の啓発により一層努めることとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 保安林等の施業に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとします。

(2) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合と連携をより密にし、普及啓蒙、経営意欲の向上に努めることとします。

(3) 国土保全等の観点から森林として管理する土地に関する事項

該当なし

(4) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

該当なし

(5) 公有林の整備に関する事項

本市は現在人工林を中心に339haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等の事業を委託し実施することとします。

【別表1】

区	分	森	林	区	域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林)	2	林班	全域			63.18
	3	林班	全域			23.24
	4	林班	全域			91.46
	5	林班	全域			228.25
	6	林班	全域			83.64
	7	林班	全域			99.32
	8	林班	全域			116.84
	9	林班	全域			91.16
	10	林班	全域			120.2
	14	林班	全域			52.68
	15	林班	全域			65.12
	16	林班	全域			212.84
	17	林班	全域			135.59
	18	林班	全域			147.82
	19	林班	全域			214.5
	20	林班	全域			159.42
	21	林班	全域			131.67
			合 計			2036.93
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)					—	—
					—	—
					—	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生活環境保全林)					—	—
					—	—
					—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	1	林班	全域			80.04
	2	林班	全域			63.18
	3	林班	全域			23.24
	4	林班	全域			91.46
	5	林班	全域			228.25
	6	林班	全域			83.64
	7	林班	全域			99.32
	8	林班	全域			116.84
	9	林班	全域			91.16
	10	林班	全域			120.2
	11	林班	全域			35.17

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	12林班	全域	44.79
	13林班	全域	114.27
	14林班	全域	52.68
	15林班	全域	65.12
	16林班	全域	212.84
	17林班	全域	135.59
	18林班	全域	147.82
	19林班	全域	214.5
	20林班	全域	159.42
	21林班	全域	131.67
	22林班	34-18を除く全域	96.08
	23林班	全域	48.64
	24林班	全域	38.09
	25林班	全域	79.74
	26林班	全域	74.64
	27林班	全域	43.67
	28林班	全域	50.04
	29林班	全域	34.58
	30林班	全域	65.47
	31林班	全域	37.48
	32林班	全域	94.15
	33林班	全域	68.27
	34林班	全域	43.02
	35林班	全域	77.96
	36林班	全域	29.54
	37林班	全域	44.44
	38林班	全域	36.48
	39林班	全域	40.39
40林班	全域	23.38	
41林班	全域	22.90	
42林班	全域	47.08	
46林班	全域	35.87	
47林班	全域	29.08	
	合 計		3472.19
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	19林班		
	20林班		
	28林班		
	合 計		294.83

【別表2】

施業の方法	森 林 区 域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	2林班～10林班、14林班～21林班の一部 ※詳細については、別表2-1に記載以外の区域	1885.96
長伐期施業を推進すべき森林 (公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として主伐の時期はおおむね標準伐期齢の2倍以上とする。)	2林班～3林班、9林班～10林班、18林班～22林班の一部 ※詳細については、別表2-1に記載	172.69
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	—

参考資料

1. 人口及び就業構造	
(1) 年齢層別人口動態	23
(2) 産業部門別就業者数等	23
2. 土地利用	23
3. 森林転用面積	24
4. 森林資源の現況等	
(1) 保有形態別森林面積	24
(2) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積	24
(3) 民有林の齢級別面積	25
(4) 保有山林面積規模別林家数	25
(5) 作業路網の状況	25
5. 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の存在	25
6. 市町村における林業の位置付け	
(1) 産業別総生産額	26
(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額	26
7. 林業関係の就業状況	26
8. 林業機械等設置状況	27
9. 林産物の生産状況	27
10. その他必要なもの	27

（注）数値は、四捨五入のため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

1. 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数	平成17年	(100.0) 88,040	41,896	46,144	15,377	7,940	7,437	15,632	7,686	7,946	17,578	8,454	9,124	23,409	11,253	12,156	16,044	6,563	9,481
	平成22年	(102.8) 90,517	42,952	47,565	15,241	7,843	7,398	14,657	7,192	7,465	18,001	8,603	9,398	24,163	11,643	12,520	18,455	7,671	10,784
	平成27年	(102.5) 92,757	43,938	48,819	15,141	7,782	7,359	14,025	6,838	7,187	18,158	8,724	9,434	23,789	11,394	12,395	21,644	9,200	12,444
	令和2年	(102.8) 95,397	45,448	49,949	14,964	7,696	7,268	13,476	6,766	6,710	17,274	8,226	9,048	24,384	11,672	12,712	25,299	11,088	14,211
	構成比		100.0	47.6	52.4	17.5	9.0	8.4	17.8	8.7	9.0	20.0	9.6	10.4	26.6	12.8	13.8	18.2	7.5
	平成22年	100.0	47.5	52.5	16.8	8.7	8.2	16.2	7.9	8.2	19.9	9.5	10.4	26.7	12.9	13.8	20.4	8.5	11.9
	平成27年	100.0	47.4	52.6	16.3	8.4	7.9	15.1	7.4	7.7	19.6	9.4	10.2	25.6	12.3	13.4	23.3	9.9	13.4
(%)	令和2年	100.0	47.6	52.4	15.7	8.1	7.6	14.1	7.1	7.0	18.1	8.6	9.5	25.6	12.2	13.3	26.5	11.6	14.9

(注) 国勢調査

(2) 産業部門別就業者数等

	年度	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
(人)	平成17年	40,955	2,268	17	168	2,453	8,828	43	29,674
	平成22年	39,975	1,711	35	101	1,847	8,000	33	30,128
	平成27年	44,093	1,791	35	108	1,934	8,442	35	33,717
	令和2年	44,832	1,559	48	76	1,683	8,597	54	34,552
(%)	平成17年	100	5.5	0.0	0.4	5.9	21.6	0.1	72.5
	平成22年	100	4.3	0.1	0.3	4.7	20.0	0.1	75.4
	平成27年	100	4.1	0.1	0.2	4.4	19.1	0.1	76.5
	令和2年	100	3.5	0.1	0.2	3.8	19.2	0.1	77.1

(注) 国勢調査

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積			
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野					
						果樹園	茶園	桑畑									
実数	平成7年	12,629	1,539	861	370	308	289	19	0	—	0	—	—	—	—	—	—
	平成12年	12,629	1,391	749	379	263	—	—	—	—	6,015	5,955	60	—	—	—	5,257
	平成17年	12,633	1,191	674	287	230	—	—	—	—	6,061	6,001	60	—	—	—	5,381
	平成22年	12,656	1,231	655	372	204	—	—	—	—	6,114	6,054	60	—	—	—	5,311
(%)	令和2年	12,673	836	439	234	163	—	—	—	—	6,020	5,998	22	—	—	—	5,817
構成比		100	6.6	3.5	1.8	1.3	—	—	—	—	47.5	47.3	0.2	—	—	—	45.9

(注) 農林業センサス

3 森林転用面積

(ha)

年次	総数	工場・事業所 用地	住宅・別荘地 用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
昭和55年	4	-	-	-	-	-	4
平成2年	25	5	-	3	-	14	3
平成12年	53	-	-	23	2	13	15

(注) 農林業センサス

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率	
	面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	(B/A) %	
総数	5,958	100.0	5,675	3,400	2,275	57.1	
国有林	2,344	39.3	2,271	1,016	1,255	43.3	
公有林	計	607	10.2	577	436	141	71.9
	県有林	155	2.6	143	143	0	92.3
	市有林	442	7.4	407	284	123	64.3
	財産区有林						
	その他	10	0.2	27	9	18	90.0
私有林	3,007	50.5	2,827	1,948	879	64.8	

(注) 令和5年度 長崎県の森林・林業統計資料

(2) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	昭和55年	2,863	2,847	16	13	3
	平成2年	2,994	2,544	450	395	55
	平成12年	3,074	3,009	65	50	15
構成比 %	昭和55年	100.0	99.4	0.6	(81.3)	(18.8)
	平成2年	100.0	85.0	15.0	(87.8)	(12.2)
	平成12年	100.0	97.9	2.1	(76.9)	(23.1)

(注) 農林業センサス

(3) 民有林の齢級別面積

区分	齢級別 総数 ha	1・2 齢級 ha	3・4 齢級 ha	5・6 齢級 ha	7・8 齢級 ha	9・10 齢級 ha	11 齢級以上 ha
民有林計	3,603	114	38	50	116	233	2,852
人工林	2,384	81	26	39	79	203	1,957
天然林	1,021	33	12	11	38	30	896
その他	198						
(備考) その他内訳：竹林、伐採跡地、未立木地等							

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3ha	154	10～20ha	5	50～100ha	
3～5ha	23	20～30ha	1	100～500ha	
5～10ha	13	30～50ha		500ha以上	
(注) 2020年 農林業センサス				総計	196

(5) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	19	32	
うち林業専用道	—	—	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	—	—	

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の存在

該当なし

6 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		339,543
内	第 1 次 産 業	2,051
	うち林業 (B)	111
訳	第 2 次 産 業	92,430
	うち木材・木製品製造業 (C)	1,174
第 3 次 産 業		245,062
B + C / A		0.38 (%)

(注) 令和3年度 長崎県の市町村民経済計算

令和5年 経済構造実態調査

(2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全 製 造 業 (A)	104	4,910	1,971,944
うち木材・木製品製造業 (B)	5	54	20,987
B / A	4.8 (%)	1.1 (%)	1.1 (%)

(注) 令和5年 経済構造実態調査

7 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従業員数		備考
			うち 作業員数	
森林組合	1	18	15	(名称：長崎南部森林組合大村支所)
生産森林組合	3			(名称：鈴田、諏訪、荒瀬)
素材生産業	8			
製材業	2			
長崎森林管理署	1			
合計	15	18	15	

長崎県林政課調べ (令和6年度)

8 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
集材機							
モノケーブル							シグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦等による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車							林内作業車
フォークリフト	1		1				
クレーン付トラック	1		1				
グラップル	2		1	1			
グラップル付トラック	1		1				
ショベル系掘削機械							
チェーンソー	14		1	13			
刈払機	5		1	4			
計	24		6	18			
<高性能機械>							
スキッド	1		1				牽引式集材車両
プロセッサ	1		1				枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	1		1				伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	4		3	1			積載式集材車両
タワーヤード							タワー付き集材機
スイングヤード	3		2	1			
フェラーハンチャ							伐倒、木揃用の自走式
グラップルソー	1			1			
計	11		8	3			

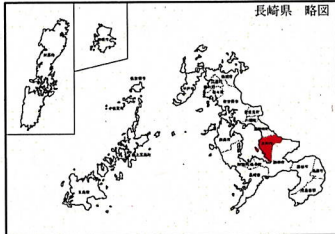
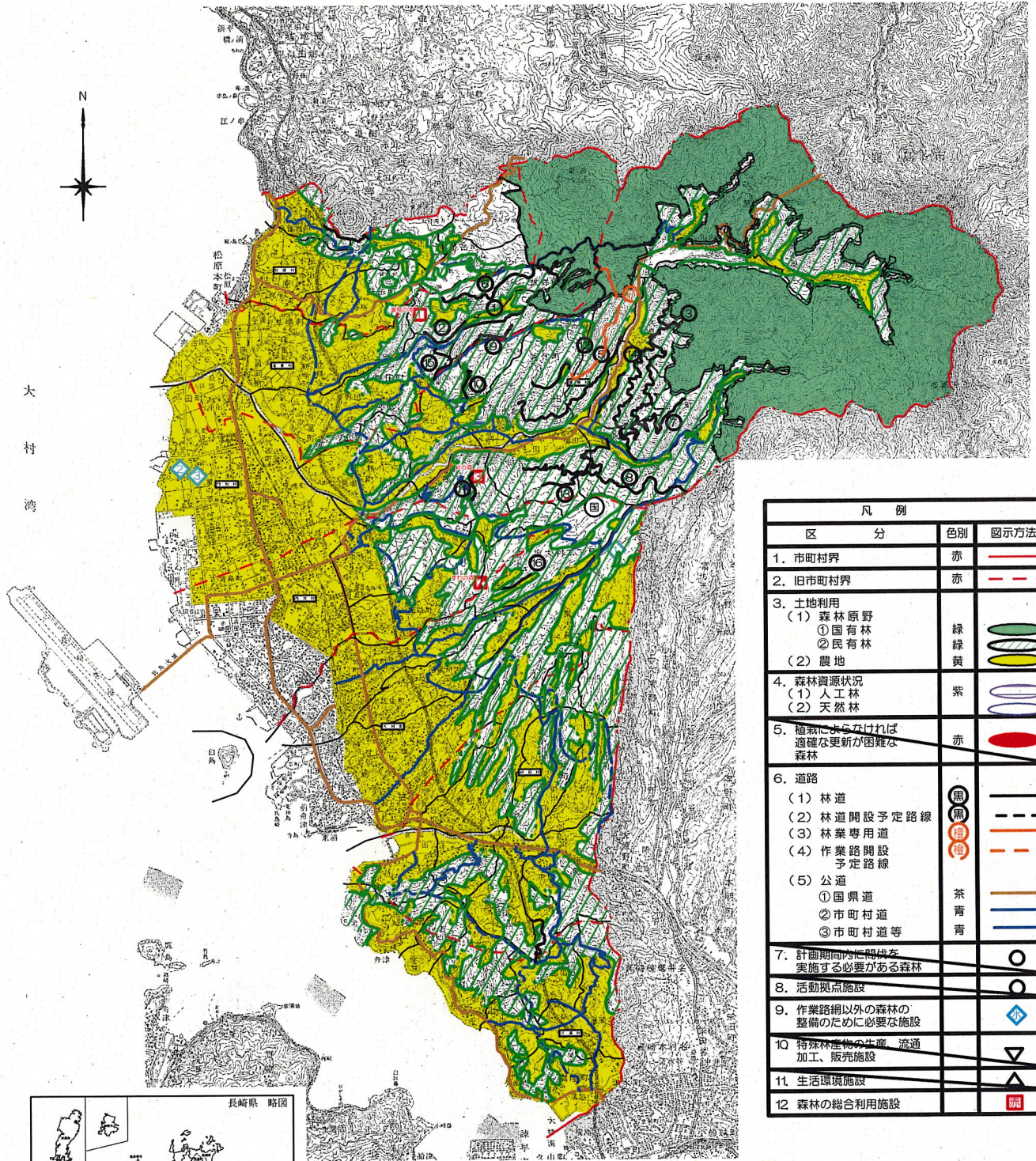
9 林産物の生産状況

該当なし

10 その他必要なもの

該当なし

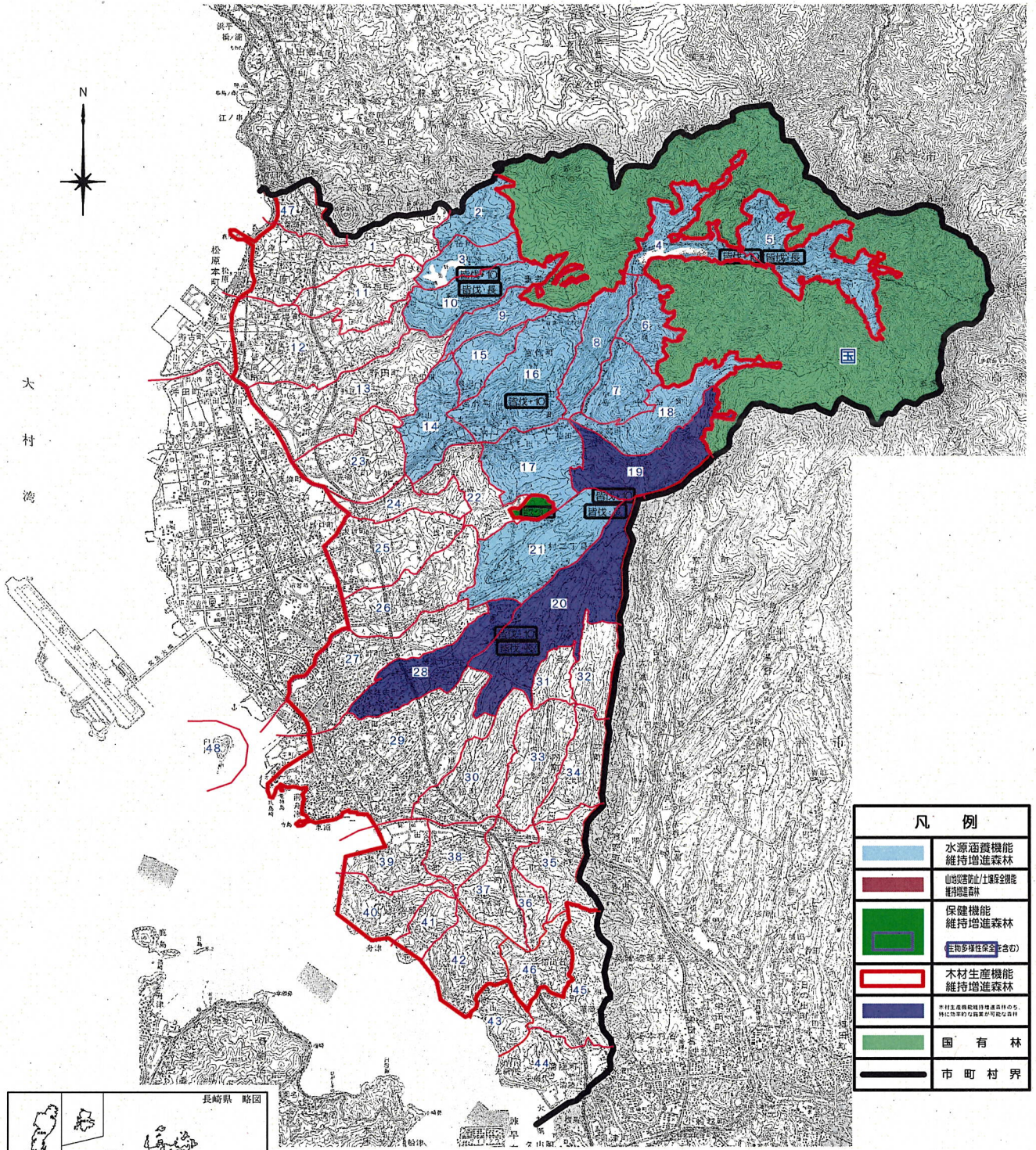
森林整備計画概要図



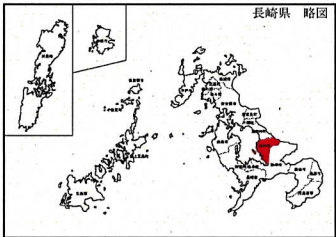
1:50,000

凡例		
区分	色別	図示方法
1. 市町村界	赤	——
2. 旧市町村界	赤	- - -
3. 土地利用		
(1) 森林原野	緑	——
① 国有林	緑	——
② 民有林	黄	——
(2) 農地	黄	——
4. 森林資源状況	紫	——
(1) 人工林	紫	——
(2) 天然林	紫	——
5. 植栽によらなければ 適確な更新が困難な 森林	赤	●
6. 道路		
(1) 林道	黒	——
(2) 林道開設予定路線	黒	- - -
(3) 林業専用道	赤	——
(4) 作業路開設 予定路線	赤	- - -
(5) 公道		
① 国県道	茶	——
② 市町村道	青	——
③ 市町村道等	青	——
7. 計画期間内に開拓を 実施する必要がある森林		○
8. 活動拠点施設		○
9. 作業路網以外の森林の 整備のために必要な施設		◇
10. 特殊林産物の生産・流通 加工・販売施設		▽
11. 生活環境施設		▲
12. 森林の総合利用施設		■

公益的機能別施業森林位置図



凡 例	
	水源涵養機能 維持増進森林
	山地災害防止/土壌保全機能 維持増進森林
	保健機能 維持増進森林 (生物多様性保全を含む)
	木材生産機能 維持増進森林
	木材生産機能維持増進森林 林に準じた管理が図られる森林
	国 有 林
	市 町 村 界



1:50,000
0 500 1000 2000 3000 4000